

会 議 録

会議の名称	平成21年度第1回茨木市環境審議会
開催日時	平成22年1月25日(月) 午後3時00分 開会 ・ 午後4時30分 閉会
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
会 長	圓入 克介
出席者	圓入 克介、阿部 信晴、近藤 明、原田 智代、中山 雅視、清水 清、 藤田 邦夫、上田 章子 (8人)
欠席者	相馬 芳枝、三輪 信哉、瀧端 真理子、西村 紀久子 (4人)
傍聴人	なし
市	赤土産業環境部長、西林産業環境部次長、廣内環境政策課長、 古川環境保全課長、石原環境政策課長代理、 杉林環境政策課政策係長、松本環境政策課生活環境係長、 井澤主査、江濱職員 (9人)
議題(案件)	(1) いばらきの環境について(平成20年度年次報告書) (2) 路上喫煙防止対策の現状報告について (3) 生活環境の保全に関する条例の規制状況について (4) 本市のごみの排出量等について (5) その他
配付資料	1 路上喫煙対策事業 2 「生活環境の保全に関する条例」に基づく規制について 3 ごみの排出量の推移

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	開 会
事 務 局	<p>本日は定数12人の委員のうち、6人に出席いただいている。なお、三輪委員、瀧端委員、西村委員は欠席するとの連絡を、近藤委員、原田委員は遅れて出席するとの連絡をいただいている。</p> <p>茨木市環境審議会規則第3条第1項の規定により、圓入会長に議長をお願いしたい。</p>
会 長	<p>事務局から報告があったとおり、過半数の委員のご出席をいただいております。会議は成立しています。</p>
	議 題
会 長	<p>それでは、議題に入りたい。本日の議題は報告が主となっているため、まとめて最後に質問等をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明を願いたい。</p>
事 務 局	<p>(1) いばらきの環境について(平成20年度年次報告書) 冊子「いばらきの環境」に基づき、市の現状について報告</p>
事 務 局	<p>(2) 路上喫煙防止対策の現状報告について 資料1に基づき、「茨木市路上喫煙防止に関する条例」の概要、路上喫煙防止対策の現状とこれからの取組等について報告</p>
事 務 局	<p>(3) 生活環境の保全に関する条例の規制状況について 資料2に基づき、「茨木市生活環境の保全に関する条例」の規制内容及び条例の運用状況等について報告</p>
事 務 局	<p>(4) 本市のごみの排出量等について 資料3に基づき、市のごみ排出量の推移について報告</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>----- 質疑応答 -----</p>
<p>----- 会 長 -----</p>	<p>----- 今までの事務局からの説明内容について、質問等はないか。 -----</p>
<p>----- B 委 員 -----</p>	<p>----- 生活環境保全に関する条例について、届出が必要な7業種の事業所のうち、資料2によると5業種しか届出をしていないが、残り2業種は届出をしなくてよいのか。 -----</p>
<p>----- 事 務 局 -----</p>	<p>----- 届出が必要な7業種の事業所のうち、コイン洗車場については、市内に把握できている件数で3か所あるが、コンプレッサー等を使用しているため騒音規制法等に基づく届出、指導を行っており、同条例に基づく届出の必要が無い。また、リーフレット表-1の7に記載している屋外作業を行う事業所については、現在市内には無い。 -----</p>
<p>----- A 委 員 -----</p>	<p>----- 路上喫煙に関して、駅前など禁止区域内では、看板や路面標示を見かけるが、公園や広場、また、禁止区域外はどのようなになっているのか。 ----- 次に、ごみの排出量について、目標値とあるがどのような基準で定めているのか。本市の場合、人口が増えているため、現在でも目標値以上の成果があるのではないかと。また事業系ごみについては、市内事業所の撤退や景気の影響で減少しているのではないかと。それらを考慮した数値目標となっているのか。 -----</p>
<p>----- 事 務 局 -----</p>	<p>----- 路上喫煙に関して、現在、公園や広場等には看板を設置していない。条例では屋外の公共の場所を規制の対象としているため、今後、禁止区域外においてもキャンペーン等を通じて周知啓発に努めていきたいと考えている。また、市民等からの要望があれば、私有地等に貼れるポスターなどを提供できるよう、展開していきたいと考えている。 ----- 家庭系のごみに関しては、目標値を一人あたりのごみ量としているため、人口の増減の影響を受けない。事業系ごみに関しては、事業所の増減や景気の影響を受ける可能性はあるが、それらを考慮せず、単なる事業系ごみ総量の目標値としている。 -----</p>
<p>----- F 委 員 -----</p>	<p>----- 路上喫煙は、自動車の中でも対象になるのか。 -----</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	自動車の中での喫煙は、対象ではない。
F 委 員	現在は過料を徴収していないということだが、今後も徴収しないのか。
事 務 局	現在は啓発を中心に活動している。実態調査からも喫煙率は下がってきており、一定の効果が出ていると判断しているため、過料徴収には至っていない。将来にわたって過料徴収を行わないということではない。
F 委 員	ポスター掲示やキャンペーン全体にかかる費用、マナー推進員に係るシルバー人材センターへの委託料はいくらか。
事 務 局	シルバー人材センターへの委託料が約150万円となっており、それを含め路上喫煙防止対策事業として、今年度は約800万円の予算を計上している。
F 委 員	たばこのポイ捨ても問題だが、河川敷などの不法投棄の方が問題ではないか。また、以前は駅前等にごみ箱が設置されていたが、無くなっているのはなぜか。観光客には不便ではないか。
事 務 局	不法投棄に関しては、生活環境の保全に関する条例に基づく空き地の管理やポイ捨て禁止などからめて、啓発活動を行っていく。 ごみ箱に関しては、家庭からごみを持ち込み、駅前等を汚すという理由で、3年前に一斉撤去を行っている。
G 委 員	路上喫煙に対するパブリックコメントの結果はどうだったのか。
事 務 局	パブリックコメントの概要については、「いばらきの環境」の24ページに掲載しているとおり、72人から171件の意見をいただいた。多かった意見は、副流煙で迷惑している、灰皿を設置して欲しいということ、また、過料徴収に関して、賛否様々な意見をいただいた。

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
D 委 員	<p>路上喫煙について、ジャスコの南口で吸っている人をよく見かける。禁止地区をジャスコ周辺まで拡大してほしい。</p> <p>ごみの減量に関して、近所の集積場には月曜の朝に飲食店からと思われるごみが大量に出ている。事業所からのごみは有料とのことだが、収集日にごみ集積場に捨てれば、無料で捨てることができる。これについて市としてどのように考えているか。</p>
事 務 局	<p>禁止地区を拡大することは考えていないが、今後は、禁止地区以外でもキャンペーンを行い、周辺商店に協力を依頼するなど、啓発に努めていく。</p> <p>ごみの件に関しては、事業所から排出されるごみは、原則として事業所が許可業者に引き取ってもらうこととなっている。市としては集積場に捨ててあるごみは、市民のものが事業所からのものか判断が難しい。事業所からのごみと確認できれば、環境事業課から指導を行っている。また、広報誌で事業系ごみは、必ず許可業者に引き取ってもらうよう啓発を行っている。</p>
E 委 員	<p>路上喫煙実態調査によると、第4回から第5回にかけては喫煙率が減っていない。実態調査を市内10地点で4つの時間帯に分けて調査を行っているということだが、どの地点で、また、どの時間帯に路上喫煙者が多い、といった特徴はあるか。</p> <p>次に土壌汚染に関して、法律上、事業所の撤退後の土地についての土壌汚染改修の責任は、撤退した事業所の責任になるのか、新しく使用することになる事業所の責任になるのか。また、そこに市はどのように関わっているのか。</p>
事 務 局	<p>喫煙率が減っていないというご指摘については、今後、一部マナーの悪い喫煙者へのねばり強い啓発が必要であると考えている。時間帯については、朝夕の時間帯に喫煙率が高く、場所については禁止区域外の交差点等で喫煙率が高くなっている。これらを踏まえ、先ほども申しましたが、今後は、禁止地区外での啓発活動を行っていかうと考えている。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
A 委 員	資源ごみに関して、ペットボトルやビンなどは中を洗い、ラベルをとって捨ててほしいということだが、それらをしている物とそうでない物は収集後の処理に違いがあるのか。
事 務 局	資源ごみについては、市が収集後、業者に委託してリサイクルを行っている。リサイクル業者は手作業でラベルをとっており、ラベルをとっていないペットボトルやビンが多いと作業に時間がかかるので、その辺を理解していただき協力をお願いしたい。
F 委 員	電池は普通ごみでよいのか。
事 務 局	一次電池については再生できないため、普通ごみで処分している。充電電池についてはレアメタルが入っているため、電気店等の回収ボックスに入れていただきたい。
G 委 員	路上喫煙について、なぜ自動車の中は対象外なのか。次に、実際に貼ってある路面標示の写真がないが、どのような場所に貼ってあるのか。また、過料徴収については効果を見て判断するとなっているが、具体的にどのようになったら徴収を行うのか。
事 務 局	路上喫煙は、たばこの煙や火が危険であるといったことが問題であるため定めた条例である。自動車の中は、基本的に室内の扱いであることや、自動車の窓から手を出したばこの火や煙を出す行為は、窓から手を出す行為自体が道路交通法で規制されているため、条例では規制対象外としている。路面標示については、禁止地区内の交差点や歩道の中央に92か所貼っている。過料徴収については、喫煙率の推移や、市民や議会、庁内からの意見を総合的に判断して行う。
C 委 員	東京駅周辺では以前、路上喫煙禁止地区を指定した時には、監視員などがいたが、現在ではいなくなっている。これは東京駅周辺の路上喫煙が減り、マナーが向上したものだと思う。これらからも、粘り強く啓発活動を行えばマナー向上が期待できるので、これからも継続して行ってほしい。

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
G 委 員	路上喫煙に関して、前回の審議会開催時には、条例は制定されていなかった。私は茨木に住んでいるが、条例の制定を知らなかった。少なくとも審議会の委員には、文書等での通知があってもよかったですのではないかと。
事 務 局	大変申し訳なかった。今後はこのようなことが無いよう努める。
F 委 員	ノーマイカーデーがあると聞いたが、いつなのか。
事 務 局	毎月20日をノーマイカーデーとして大阪府が実施しており、市職員についても協力を呼びかけている。違う形になるが、アイドリングストップ等の環境への配慮といったことは、市の広報誌に掲載するなどの啓発を行っている。
D 委 員	市民啓発はタイミングと地域性が重要である。今年はCOP10が開催される。市では、環境基本条例第7条に河川、森林等の自然環境を適正に保全するとある。茨木は北半分が山地であり、森林の割合は37パーセントにもものぼる。また、その8割が天然林となっており、自然に恵まれた都市である。そういった意味で茨木は生物多様性の都市である。生物多様性を大切にするとといったことが審議会の提案でも必要であり、また市民への啓発も必要であったのではないかと。現状では、生物多様性という言葉が、あまり受け入れられていないように思われる。市民啓発は、地域性のあるテーマをよりよいタイミングで行うことが重要ではないかと。
G 委 員	環境について、市として何を重点的に行っているのか。また、そういった問題のとらえかたはあるのか。
事 務 局	タイミングという観点では、その時々にあった施策を講じている。これまでは、重点項目ということではなく、行政の立場上、バランスをとった施策を講じてきた。しかし今後は、地球温暖化対策についての絞った事業を行っていきたいと考えている。

議 事 の 経 過

発 言 者

議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

会 長

他に何か意見、質問はないか。

(委員からの発言なし。)

会 長

審議会としては、これで閉会とさせていただきます。

閉 会